

条番号	現行	変更後
1	(1) この特約は、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合することに代えて、次の方法により行う取引（以下、「印鑑レス取引」といいます。）に適用されるものとします。 ① キャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法で照合する方法（以下、「カード暗証照合」といいます。） ② キャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、みずほダイレクトアプリ利用規定第3条第6項に定める生体認証機能を用いて認証が行われたことを確認する方法（以下、「ダイレクトアプリ認証」といいます。） ③複数の本人確認書類の提示、生体情報との照合その他の当行所定の方法をもって正当な取引であることを確認する方法（以下、「特殊な認証」といいます。）	(1) この特約は、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合することに代えて、次の方法により行う取引（以下、「印鑑レス取引」といいます。）に適用されるものとします。 ① キャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法で照合する方法（以下、「カード暗証照合」といいます。） ② キャッシュカードを所定の機器に読み取らせ、<u>みずほ銀行アプリ</u>利用規定第3条第6項に定める生体認証機能を用いて認証が行われたことを確認する方法（以下、「ダイレクトアプリ認証」といいます。） ③複数の本人確認書類の提示、生体情報との照合その他の当行所定の方法をもって正当な取引であることを確認する方法（以下、「特殊な認証」といいます。）
2	(4) ダイレクトアプリ認証で取引を行う場合には、ダイレクトアプリの利用が必要となります。ダイレクトアプリが利用いただけない状態では、ダイレクトアプリ認証による印鑑レス取引を行うことはできません。	(4) ダイレクトアプリ認証で取引を行う場合には、<u>みずほ銀行アプリ</u>の利用が必要となります。<u>みずほ銀行アプリ</u>が利用いただけない状態では、ダイレクトアプリ認証による印鑑レス取引を行うことはできません。

条番号	現行	変更後
4	(1) 次の方法により口座開設の申込みを行い、かつ、当該申込みにかかる普通預金取引、総合口座取引に係る普通預金および定期預金について印鑑レス取引のみを行う旨を申告いただいた場合には、当該普通預金、総合口座取引に係る普通預金および定期預金については、印鑑レス取引のみを行うことができる預金口座（以下、「印鑑レス口座」といいます。）として取り扱います。なお、「みずほ口座開設&手続アプリ」により口座開設を申込んだ場合は印鑑レス口座の開設を申し出たものとして取り扱うものとします。 ①当行の店頭に設置したタブレットを利用した普通預金取引および総合口座取引の申込み ②「みずほ口座開設&手続アプリ」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申込み ③「Web 口座開設」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申込み	(1) 次の方法により口座開設の申込みを行い、かつ、当該申込みにかかる普通預金取引、<u>貯蓄預金取引</u>、総合口座取引に係る普通預金および定期預金について印鑑レス取引のみを行う旨を申告いただいた場合には、当該普通預金、<u>貯蓄預金</u>、総合口座取引に係る普通預金および定期預金については、印鑑レス取引のみを行うことができる預金口座（以下、「印鑑レス口座」といいます。）として取り扱います。なお、「みずほ口座開設&手続アプリ」により口座開設を申込んだ場合は印鑑レス口座の開設を申し出たものとして取り扱うものとします。 ①当行の店頭に設置したタブレットを利用した普通預金取引および総合口座取引の申込み ②「みずほ口座開設&手続アプリ」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申込み ③「Web 口座開設」を利用した普通預金取引および総合口座取引の申込み <u>④当行窓口での紙帳票を利用した貯蓄預金取引の申込み</u>